



発行 税理士法人 中央総研

桑名市大福 406-1
TEL 0594-23-2448
FAX 0594-23-3303
E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
URL: http://mie-cri.com



総選挙、高市自民党の圧勝

— 安保と経済の
歴史的ターニングポイントに —

【はじめに】

今月号は、2月8日（日曜日）の衆議院総選挙にスポットを当てて述べていきたいと思います。
高市早苗首相のオンパレードの総選挙でした。



【高市旋風が吹き荒れる】

自民党は、石破茂前政権時の2024年「衆議院選」及び25年「参議院選」で連敗し、その自民党は、史上初めて衆参・両議院で過半数を割り込む「少数与党」に転落していました。

それが一転して、今回は日本全国の小選挙区が、自民一色に染まるほどの地滑りの勝利を収めました。

【高市早苗首相のプロフィール】

生年月日 1961年3月7日生まれ 64歳。

出身地 奈良県
衆議院選挙では奈良2区を地盤としています。

出身校 奈良県立畝傍高校、
神戸大学経営学部

経歴 松下政経塾卒塾、近畿大学経済学部教授
総務大臣、経済安全保障大臣などを歴任。

その他 ヘビーメタルの元ドラマーで、
大の阪神タイガースファンとしても知られています。

【ヘビーメタルの元ドラマー】

高市早苗首相は、元ドラマーとしても活躍していました。

下記のドラマーは、昨年10月号で紹介させて頂きました。



【自民党の獲得議席数】

自民党の獲得席数は、下記の通りです。

自民党の獲得議席数	
会派略称	所属議員数
自民	316 (39)
中道	48 (8)
維新	36 (1)
国民	28 (8)
参政	15 (8)
みらい	11 (2)
共産	4 (2)
無所属	7 (0)
計	465 (68)

* () 内は女性議員、内数です。

【経済回復は実現できるのか】

「高市旋風」の問題は「経済回復」であります。
選挙結果と金融市場の評価には違いも出て来ています。自民党が、衆議院選挙で圧勝したことを受けて、高市政権が国民の支持を得たとして、積極財政政策を、さらに進めるとの見方が広がる可能性があります。

それは、金融市場の混乱が一層深まることに繋がりがかねないと云う点に注意が必要です。

《代表社員 笹谷俊道》

【第24回中央総研セミナーのご案内】

開催日時：2026年4月16日(木) 13:30~16:00 (お申込み締切：2026年3月6日(金))

開催会場：ホテル花水木1階コンベンションホール「花翠の間」

iDeCo

個人型確定拠出年金（iDeCo イデコ）は、国民年金や厚生年金などの公的年金に上乘せされる、老後資金づくりを目的とする年金制度のひとつです。

加入者が掛金を出して、自ら金融商品を選んで運用を行い、積み立てた資産は60歳以降に一括または分割で受け取ります。また、自らが行う運用の成績によって、将来受け取る金額が変わってきます。

「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、国がめざす「資産運用立国」を実現していくため、2025年度の税制改正により、iDeCo（個人型確定拠出年金）掛金上限額が見直されました。掛金として拠出した額は全額所得控除の対象になります。

加えて、iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入可能年齢が「65歳まで」から「70歳まで」に拡大されることになりました。働き方に関わらず、掛金の積立「拠出」も70歳になるまでできるようになります。

運用期間の短さを理由にiDeCo加入をあきらめていた50代の方も、条件が合えば積立期間を5年～10年延ばすことが可能です。

上限額は2026年12月の掛金からあがります。

見直し後			
第1号	第2号 (企業年金あり)	第2号 (企業年金なし)	第3号
iDeCo 月額 7.5万円 ※国民年金基金 等との共通枠	iDeCo・企業型DC 合計で 月額6.2万円 4.2万円増額	iDeCo・iDeCo+ 月額6.2万円 3.9万円増額	
国民年金 基金	厚生年金保険		iDeCo 月額2.3万円
国民年金（基礎年金）			

参考：[令和7年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）](#)

iDeCoの場合、通常運用益に対してかかる20.315%の税金は非課税になります。

また、NISAと異なり、iDeCo口座内の資金は何度でも運用商品を売却し新たな商品を購入しても、受け取るまでずっと非課税で運用を続けることができます。

	iDeCo	NISA	
		つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能枠	14万4,000円～ 81万6,000円※	年間120万円	年間240万円
非課税期間	受取まで 運用商品の変更も可能	無期限 (売却時点まで)	無期限 (売却時点まで)

<河野>

生前贈与加算の範囲

生前贈与加算とは、相続または遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前に被相続人から財産を贈与によって取得した場合、被相続人の相続税の課税価格に贈与財産を加算することです。

生前贈与加算の対象期間は、死亡の日から遡って3年前の日から死亡まで日でしたが、令和5年度の税制改正で3年から7年に延長されています。

2027年から開始した相続から、段階的に延長されます。加算される贈与年は下記となります。

相続開始年	加算される範囲
2026年	2024年～2026年(3年以内)
2027年	2024年～2027年(2024/1/1～死亡日)
2028年	2024年～2028年(同上)
2029年	2024年～2029年(同上)
2030年	2024年～2030年(同上)
2031年	2025年～2031年(原則7年以内)

2026年までの相続は従来の通りの3年以内となりますが、2031年からの相続は、加算期間が7年となります。

贈与税の有無に関わらず、加算対象期間内に贈与された財産は、加算対象の財産となります。そのため、贈与税の基礎控除額110万円以下の贈与や死亡した年に贈与されている財産の価格も加算することになります。

被相続人から生前に贈与された財産であっても下記の財産については加算する必要はありません。

- ・贈与税の配偶者控除の適用を受けている財産のうち、配偶者控除額に相当する金額
- ・直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- ・直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- ・直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額

贈与税の基礎控除額110万円以下の贈与については、生前贈与加算から漏れやすいですので気を付けましょう。
<森>

【第24回中央総研セミナーのご案内】

セミナーのお申し込みは、下記URL、または右記QRコードより
グーグルフォームにアクセスし、必要事項を記入して送信してください。

URL : <https://forms.gle/hkpGCv5uKWkrjG2T9>

